そのため、起業者は、改変区域を最小限にとどめるなど自然環境の保全に努め、改変区域内で施工中に希少種等が確認された場合は、起業者は専門家の意見を踏まえ、工事期間又は施行の回避、捕獲、移動、移植等の措置を講じることとしており、希少動植物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、福岡県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種１級の規格に基づき、４車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。また、本件区間におけるルートについては、平成８年７月17日に都市計画変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が生じ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、本件区間の自治体の長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県大野城市役所

○九州地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十七日　　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県北松浦郡佐々町沖田免字四ツ井樋前一〇〇番一から同町口石免字末永一三六五番一まで	前	二六・〇〇～二一・六〇メートル	一三六・〇〇メートル
	後	一三・六〇～七九・〇〇メートル	〇・六三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小池政就提出電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出原発広報に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也提出憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解に関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二十四年度障害者施策の概況」に関する報告

少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十四年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十四年度科学技術の振興に関する年次報告」

議事日程

六月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

平成二十五年六月二十六日（水曜日）

午後一時開議

第一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）

第二　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）

参議院

会議

六月二十六日（水曜日）午前十時　本会議

議案提出

六月二十五日議員から次の議案が提出された。

受動喫煙防止対策の推進に関する法律案（中西健治発議）（参第三二号）

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（森ゆうこ外二名発議）

要求書提出

六月二十五日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（森ゆうこ外二名発議）

議案送付（予備審査）

六月二十五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（小野次郎外一名発議）

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎発議）

受動喫煙防止対策の推進に関する法律案（中西健治発議）

質問主意書提出

六月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

一般用医薬品のインターネット販売の解禁に関する質問主意書（辻泰弘提出）（第一四二号）

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への米軍Ｘバンドレーダーの配備と弾道ミサイル防衛への対応等に関する質問主意書（井上哲士提出）（第一四三号）

「村山談話」及び「河野談話」の継承と施策に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一四四号）

国連「健康に対する権利」に関する勧告書及び日本政府の対応に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一四五号）

答弁書受領

六月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦提出「親学」の推進に関する質問に対する答弁書（第一二六号）

参議院議員江崎孝提出地方衛生研究所の地方独立行政法人化に関する質問に対する答弁書（第一二七号）

報告書受領

六月二十五日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二十四年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十四年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十四年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。